

米國公使館書記官）本邦に渡來シ親シク當局者ニ就キ博覽會開設ノ事ヲ吹聴シ其贊助ヲ求メ且ツ當時開會中ナリシ第三回内國勸業博覽會ノタメニ出京シタル全國各府縣ノ實業家ヲ東京『ホテル』ニ招請シテ大ニ出品ヲ勸誘シタリ

とあるように、同博覽會の用務で來日していたのであった。参会者は帝國博物館総長九鬼隆一、文部次官辻新次、加納夏雄をはじめとする美術工芸家たち、黒川真頼、山田美妙その他の学者や文士、餐庭簗村・森田思軒・宮崎三昧・藤田隆三郎その他根岸党の人々であった。定かではないが本校の教官はこぞって出席したのではないかと思われる。

盃流しの宴というのは紀国屋文左衛門の墨田川船遊びに倣ったもので、十艘の舟を浮かべ、これに客や「美姫」が分乗して酒宴を催し、そのさ中、上流より小川松民の手に成る蒔絵の大盃を次々と流して客に竿で掬い取らせ、それでまた汲み交すという趣向で、岡倉はこの種の会を本校の内外でよく催した。

第三節 明治二十四年

東京美術學校第三年報 明治二十四年分

學規

本條ハ登載スヘキ件ナシ

慶務

本年一月八日本校授業始メニ付花ノ式ヲ執行ス

同日午前第八時會議室ノ中央ニ

天皇 皇后兩陛下ノ御影ヲ奉掲シ卓上ニ御宸署ノ勅語ヲ奉置シ教員事務員及生徒等一同制定ノ服ヲ着シ式場ニ入り順次奉拜シ次テ校長代理教授文學博士黒川真頼勅語ヲ奉讀シ右畢テ生徒ニ祝意ヲ表スル繪畫及彫刻ヲ作ラシメ

兩陛下御影前ノ卓上ニ供置奉拜シテ退場セリ

昨年十二月ヨリ一月二十五日ニ至ル撰科生徒ヲ募集シ二十七日ヨリ

二月十六日ニ至ル入學試験ヲ行ヒ二十日合格者十人ニ入學ヲ許ス

二月十一日紀元節ニ付 御影奉拜式ヲ執行ス 二十日公爵三條内大臣薨去ニ付臨時休業ス 二十五日故三條内大臣國葬ニ付臨時休業シ

職員及生徒等一同制服ヲ着シ文部省通用門前ニ整列シテ吊意ヲ表ス（也）三月二十四日第一高等中學校教授本校囑托教員小島憲之へ報酬トシテ金百五拾圓贈付ス

四月三日神武天皇祭ニ付奉拜式ヲ執行ス 廿二日本校官有財産目錄

ヲ上申ス(明治二十四年三月廿一日調) 二十九日廳府縣へ特選生募集ノ照會ヲ發シ七

月二十三日合格者九人ニ入學ヲ許ス 三十日生徒ノ活力検査ヲ執行ス

五月二十二日 天皇陛下京都ヨリ御還行ニ付職員及生徒等一同制服

ヲ着シ皇城正門二重橋外ニ於テ奉迎ス 二十六日本校第二年報(明治廿三年)

分)ヲ上申ス

六月一日ヨリ三十日ニ至ル第四回生徒ヲ募集シ七月十三日ヨリ十六

日ニ至ル入學試験ヲ行ヒ合格者三十八人ニ入學ヲ許シ廳府縣特選ニ

係ル者ト通計四十七人ナリ九月十一日ヨリ授業ヲ始ム

六月一日故雇教員小川松民(解説2)へ存生中職務勉勵ノ廉ヲ以テ追賞トシテ

金百圓支給ス 十日生徒活力検査成績表并昨年九月第三回生徒募集

入學ノ際施行セシ体格検査成績表等ヲ上申ス 二十四日本校雇後藤

貞行技術研究ノ為往復滞在共一週日以内ヲ以テ宮城縣下鬼首出張ヲ

命ス(解説3)

七月十三日特別ノ課程ヲ履修スル者三重縣平民竹内次郎福岡縣土族

廣川栄三郎三重縣土族山崎競ノ三人卒業証書授與式ヲ舉行シ其式并

ニ書式尅ノ如シ

同日第九番教室ヲ以テ式場トシ中央ニ

天皇 皇后兩陛下ノ御影ヲ奉掲シ卓上ニ御親署ノ勅語ヲ奉置シ午

後三時校長教員事務員及生徒一同制服ヲ着シ式場ニ入り左右ニ參

列シ校長卒業生ニ證書ヲ授與シ卒業生 御影ヲ奉拜シテ復席シ校

長訓諭アリ右了テ一同構内ノ庭前ニ於テ立食ヲ催シ四時三十分退

證書式左ノ如シ

卒業證	
廳府縣何族	姓名
生年月	年 月 日
校長 官位姓名	印
普通圖畫ノ教員タルニ適スル本校特別ノ課程ヲ履修シ成規ノ試業ヲ完了シ正ニ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス	

九月二十五日教授高村幸吉助教岡崎庄次郎授業ノ餘暇依囑品製作

勉勵ノ廉ヲ以テ慰勞トシテ高村幸吉ニ金八拾圓下賜岡崎庄次郎ニ金

五拾圓給與セラレ又雇西牧正八ニ依囑製作助務勉勵ニ付慰勞トシテ

金貳拾圓給與ス(解説4)

十月四日本校設置紀念日ニ付同日午前第六時十分校長及教員事務員

並ニ生徒等一同制服ヲ着シ

天皇 皇后兩陛下御影奉拜勅語捧讀式ヲ執行シ式畢テ一同府外遠足

ヲ催シ翌五日臨時休業ス 二十三日教授石川光明技術研究ノ為往復

滞在共一週日以内ヲ以テ大坂及奈良出張ヲ命ス

十一月三日天長節奉祝及勅語捧讀式ヲ行フ尅ノ如シ

同日午前第十時九番教室ヲ以テ式場トシ中央ニ

天皇 皇后兩陛下ノ御影ヲ奉揚シ柶右ニ國旗ヲ立テ卓上ニ御宸署ノ勅語ヲ奉置シ同十一時校長及教員事務員並ニ生徒等一同制服ヲ着シ式場ニ正列順次奉拜シ次テ校長捧讀席ニ着キ勅語ヲ奉讀シ且盛旨ノ在ル所ヲ訓諭シ一同 兩陛下ノ萬歳ヲ奉祝シ右畢テ食堂ニ入り祝盃ヲ舉ケ午後一時退場セリ

十三日帝國博物館書記本校教科用繪画取調等囑託員川崎千虎古物取調ノ為往復滞在共一週日以内ヲ以テ京都及奈良出張ヲ命ス 二十七日經何ノ上生徒職負ノ制服左ノ如ク改正ス

服ノ兩袖口ニ紐ヲ付シ結束ニ便シ服色生徒ハ紺色職負ハ黒色襟章ヲ柶右ニ付ス

十一月本校職負生徒ノ協同ニヨリ東京美術學校々友會ナルモノヲ設立シ其規則ヲ伺出之ヲ認可ス

十二月十八日技手大島勝次郎へ職務勉勵ニ付賞トシテ金貳拾圓給與セラル 二十一日雇伊東貞雇杉浦瀧次郎製作事業勉勵ニ付手當トシテ各金貳拾圓給與シ又雇野中銓太郎職務勉勵ニ付手當トシテ金九圓給與ス 二十六日校長兼教授岡倉覺三正六位ニ叙セラレ教授文學博士黒川真頼從六位ニ叙セラレ教授今泉雄作教授橋本雅邦教授川端玉章教授高村光雲(新吉)教授巨勢小石教授竹内久(兼五郎)教授石川光明各從七位ニ叙セラレ

本年中慶理シタル公文往復ノ數合計七百八十三件ニシテ内收受四百一十一件之ヲ細別スレハ文部省二百七十一件同省直轄學校十五件他各省五十八件各府縣六十二件会社人民五件ナリ又發送三百七十二件之ヲ細別スレハ文部省百九十九件同省直轄學校二十三件他各省七十三

件各府縣六十八件會社人民九件ナリ之ヲ前年ニ比スレハ收受二十四件發送百九十四件通計二百十八件増加セリ
又本年中本校ニ於テ美術品并ニ美術工藝品製作委嘱ヲ受クルモノ及委嘱品竣功セシモノノ左ノ如シ

委嘱ヲ受ケン分

品名	個數	注文者
詩繪書棚	壹個	東京森村市太郎
銅花瓶	壹對	間淵池田守拙等
象牙彫觀音	壹體	森村市太郎
金彫丸形額	貳面	全 全 人
古画摸寫	參拾五枚	帝國博物館

委嘱品竣功ノ分

品名	個數	注文者
松方伯爵銅像(解説7)	壹體	大坂住友吉左エ門
古畫摸寫	參拾壹枚	帝國博物館

職負

本年末本校現在職負ノ數ハ校長一名教授專任九名兼任二名助教教授七名技手一名雇教員五名囑託教員五名事務囑託員一名書記三名雇事務員四名通計三十七名(校長兼任數ヲ除ク)ナリ之ヲ前年ニ比スレハ二名増加セリ
又本校定額ヨリ支給スル職負ノ給額ハ年俸金貳千圓一名當分年俸金七百圓一名當分年俸金六百圓四名當分年俸金五百圓三名奏任五級俸三分一一名當分年俸三百圓一名月俸金四拾圓一名月俸金三十五圓五

名月俸金三拾圓二名月俸金二拾五圓三名月俸金拾圓三名月俸金拾五圓一名月俸金拾貳圓二名月俸金三圓一名日給金三拾錢二名囑託報酬一ヶ年金三百圓一名同金二百三拾圓一名囑託手當一ヶ年金百貳拾圓一名同一ヶ月金拾八圓一名通計三十五名ナリ之ヲ前年ニ比スレバ四名増加セリ又本年中職負ノ任免増俸等七ノ如シ

一月三十一日雇藤田文藏ニ當分隔日出勤ヲ命シ月俸金拾八圓ヲ給ス二月十四日陸軍軍醫學校教官陸軍二等軍醫正森林太郎ニ本校美術解剖ノ授業ヲ向一ヶ年囑託シ報酬トシテ金三百圓贈付ス

三月二十七日文部省雇本校兼勤長尾楨太郎ノ本校兼勤ヲ解ク 二十日八日本校幹事久保田鼎奏任官五等ニ陞叙セララル

四月七日非職東京府収稅屬長野宗臣本校教授ニ任セラレ奏任官六等ニ叙シ年俸金百圓下賜セラル 二十七日帝國博物館雇安田辰三朗ニ本校兼雇申付月俸金三圓ヲ給ス

五月九日東京府土族金谷氏嗣ニ雇申付日給金三拾錢ヲ給ス 十六日東京府平民白山福松同伊東貞ニ本校雇ヲ命シ白山福松ニ月俸金參拾五圓伊東貞ニ月俸金貳拾五圓ヲ給ス 二十八日校長岡倉覺三ニ奏任官三等下級俸下賜又教授岡倉覺三ニ年俸金千貳百圓下賜セラル

六月八日非職文部三等技師久留正道ニ本校建築裝飾術ノ授業ヲ囑託ス

七月十日教授巨勢小石年俸金六百圓ニ進ム 十三日雇荒井甲子三郎ノ月俸金貳拾五圓ニ雇村山恒一ノ月俸金拾五圓ニ進ム

八月十五日雇藤田文藏教務ノ都合ニ依リ解雇ス 十六日教授兼校長岡倉覺三本校長兼教授ニ任セラレ教授今泉雄作ニ九級俸下賜セラレ雇竹内兼五郎雇石川光明本校教授ニ任セラレ年俸各金五百圓下賜セ

ラル雇狩野友信雇海野勝珉雇白山福松雇岡崎庄次郎雇荒井甲子三郎雇結城正明雇劍持忠四郎ノ七名本校助教授ニ任セラレ狩野友信海野勝珉白山福松ニ各五級俸岡崎庄次郎ニ六級俸荒井甲子三郎ニ七級俸結城正明ニ八級俸劍持忠四郎ニ十級俸ヲ給セラル雇安藤為吉雇大島勝次郎本校技手ニ任セラレ各八級俸ヲ給セラル文部屬兼本校及東京音楽學校書記安井一匡本官ヲ免セラレ四級俸ヲ給セラル雇糟屋正通本校書記ニ任セラレ十級俸ヲ給セラル東京府平民西牧正八ニ本校雇ヲ命シ月俸金貳拾五圓ヲ給ス教授長野宗臣非職ヲ命セラル 二十日雇野中銓太郎ノ日給金三拾錢ニ進ム 二十五日書記兼東京音楽學校書記安井一匡兼官ヲ免セラル 三十一日東京府土族藤田文藏ニ本校彫刻科授業ヲ囑託シ手當トシテ一ヶ月金拾八圓ヲ給ス

九月一日帝國博物館主事久保田鼎ニ本校工場監督等ヲ囑託シ報酬トシテ一ヶ年金貳百參拾圓贈付ス

十月十五日技手安藤為吉高等師範學校技手ニ任セラル本校体操囑託教員高等師範學校助教授市村衡次郎教務ノ都合ニ依リ囑託ヲ解キ從來ノ慰勞トシテ金貳拾圓贈付ス

十一月十八日雇杉浦清太郎ノ雇ヲ解ク

十二月十七日教授文學博士黒川真頼ニ三級俸下賜當分年俸金五百圓教授加納夏雄ニ五級俸下賜當分年俸金三百圓支給セラル教授上原六四郎ニ五級俸三分一下賜セラル教授今泉雄作教授橋本雅邦教授川端玉章教授高村光雲教授巨勢小石各七級俸下賜今泉雄作ニ當分年俸金七百圓橋本雅邦川端玉章高村光雲巨勢小石各當分年俸金六百圓支給セラル又教授竹内久(一名五郎)教授石川光明ニ八級俸下賜各當分年俸金五百圓支給セラル 二十一日雇後藤貞行雇山田常吉ノ月俸各金三

漆工第一年生甲組一人ノ學期試験ヲ行ヒ第二年生ニ進級ス

七月十三日特別ノ課程ヲ履修スルモノ左ノ三人卒業証書ヲ授與ス

三重縣平民竹内次郎 福岡縣土族廣川栄三郎 三重縣土族山崎鏡

八月機械体操場ヲ新設シ九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

九月九日本校規則第二十二條ニ據リ生徒中學業特ニ優等ノ者六人ヲ

選ヒ特待生トナシ本學年中ノ授業料ヲ免除ス

本年七月卒業セシ竹内次郎ハ東京市本郷區根津片町私立美術講習所廣川栄三郎ハ愛媛縣尋常師範學校山崎鏡ハ群馬縣桐生町山田高小學校右孰レモ同所ニ於テ現今畫學ノ教員タリ 本年末現在生徒ノ數ハ百八十九人ニシテ之レヲ細別スレハ普通科第一年生五十人普通科第二年生四十六人專修科老年生甲組二十三人乙組三十人專修科第二年生十一人特別ノ課程ヲ履修スルモノ甲組五人乙組十四人撰科生第一年九人撰科生第二年一人通計百八十九人皆自費ナリ之レヲ前年ニ比スレハ四十一人増加セリ

(道庁府県別各科現員一覽表、經費、書籍器械の項省略)

解説

1 校長代理

校長岡倉寛三は前年末に文部省より奈良地方へ出張を命ぜられた。本年一月八日帰京。

2 故小川松民

小川松民は明治二十四年五月三十日死去。翌六月一日葬儀が行われ、谷中墓地に葬られた。

3、4 後藤貞行出張、依囑製作

「職員辞令メモ」(前出)の明治二十四年四月二十七日の項に

教授高村幸吉ニ楠公銅像木型製作主任ヲ雇石川光明、山田常吉、後藤貞

行ニ全擔任ヲ萩原相吉、〔国吉山本瑞雲の誤りか〕小澤松五郎、山口豊藏ニ全助手ヲ命セラレ

とあり、楠公銅像の木型製作が開始された。馬の製作担当者となった後藤

貞行は馬のモデルを捜すために鬼首へ出張したのである。岡崎庄次郎(雪

声)が依囑製作の慰勞金を受け取っているのは楠公銅像の鑄造主任に内定

(正式任命は二十五年十一月九日)しており、また松方伯銅像(二十四年

依囑)の鑄造主任にも内定していたので、それらの準備作業を行っていた

ためである。彼は前年四月に本校雇となり、本年三月から美術工芸科金

工專修課程に加えられた鑄金授業を担当し、鑄金科開設(二十五年十一

月)準備をも進めていた。二十四年頃には本校敷地内北西隈の裏門あたり

に五十六坪の鑄物工場と七十坪の仕上工場が完成。依囑製作の鑄造や授業

が行われることになった。西牧正八とはのちの林美雲(明治二十六年七月十八日改名届)である。

5 遠足

当時の新聞に次のように記事が載っている。

○美術學校生徒の遠足

上野公園地の美術學校生徒百餘名は土曜日午前五時より該校を發し新宿停車場より甲武鉄道に乗り神奈川縣關西村に至りて玉川の勝地を跋涉し午後三時頃歸り來り會食ありて散解せしは五時頃なりし

(明治二十四年十月六日『郵便報知新聞』)